

岐阜県公報

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定

(用 地 課) 六六五

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環 境 生 活 政 策 課) 六六七

公共測量の実施

(用 地 課) 六六七

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(技 術 検 査 課) 六六七

多治見都市計画地区計画の図書の縦覧

(都 市 政 策 課) 六六八

多治見都市計画の図書の縦覧

(同) 六六八

土地改良区役員の退任

(下 呂 農 林 事 務 所) 六六九

告 示

岐阜県告示第五百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千七百九十二号

平成二十八年十月二十一日

(金曜日)

一 起業者の名称

笠松町

二 事業の種類

笠松町新学校給食センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

羽島郡笠松町円城寺字川田地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

笠松町新学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業は、笠松町が学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する共同調理場を整備するものであり、法第三十一条に掲げる地方公共団体

が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である笠松町は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

笠松町は、昭和四十七年に建設した現在の笠松町学校給食センター（以下「現給食センター」という。）において、町内の小学校及び中学校四校に学校給食を提供しているが、調理施設が著しく老朽化しており、頻繁に修繕を行っている状況にある。

また、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号。以下「衛生管理基準」という。）に適合していない施設であることから、衛生管理、作業効率及び安全性の面で課題がある。

本件事業は、衛生管理基準に適合した共同調理場を整備するものであり、安全で衛生的な学校給食の実施が図られるものと認められる。また、食物アレルギーに対応できる特別調理室が設置されるほか、児童等を対象とした見学会や保護者を対象とした試食会等を実施することも可能となることから、食育の拠点として、地域における食育の推進にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業地及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）及び岐阜県希少野生生物保護条例（平成十五年岐阜県条例第二十二号）の規定により指定されている保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺地域への影響等を考慮して選定した三案を比較検討し、技術的、経済的及び社会的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を選定していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現給食センターは、調理施設の老朽化が進んでおり、かつ、衛生管理基準に適合していないことから衛生管理、作業効率及び安全性の面の課題があり、早急な改善を図る必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
笠松町学校給食センター

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年九月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛騨市ふれあい協議会
- 三 代 表 者 の 氏 名 谷 邊 弘 之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町袈裟丸八一一番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、スポーツを愛好する者に対してスポーツ振興に関する事業を行い、もってこの地域の振興ならびに健全な青少年育成・指導者育成に寄与することを目的とする。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 可児市
- 二 作業種類 公共測量（道路台帳補正業務）

三 作業期間

平成二十八年九月二十八日から
平成二十九年三月二十七日まで

四 作業地域
可児市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十八年五月三十一日	蒲田建設株式会社	代表取締役 田丸 正則	高山市奥飛騨温泉郷村上三番地	般・特二〇四一九三	建築、大工及び造園工事業
平成二十八年七月十一日	成瀬建築	成瀬正男	土岐市肥田町肥田二八七番地の四四〇	般二十三六〇〇〇	建築及び大工工事業
平成二十八年八月十日	大屋左官	大屋正己	大垣市新田町二丁目九五三番地	般二十三七八九八	左官工事業
平成二十八年八月十九日	有限会社ファイルドサービ	取締役 生津清夫	高山市上野町六七〇七一	般二十七一五五〇〇	さく井及び水道施設工事業
平成二十八年八月二十二日	メンテッククス株式会社	代表取締役 藤井 義久	多治見市大針町六六一番地の一	特二十六六〇〇四五	土木、舗装、造園及び水道施設工事業
平成二十八年十月二十一日	大下工業	大下哲朗	高山市総和町	般二十五	とび・土工工事業

平成二十八年九月五日	佐藤建設株式会社	代表取締役 佐藤	海津市南濃町津屋一三三四	特二十七 二八七六	土木、建築、とび、土工、管、舗装、
平成二十八年九月五日	名光電気工事株式会社	代表取締役 高見和宏	岐阜市中鷺二丁目二八番地の一	特二十七 一〇二三六	電気通信工事業
平成二十八年八月三十一日	工藤建築	工藤尊福	瑞浪市稲津町萩原一三三四番地の一	般二十三 六〇〇一九	建築工事業
平成二十八年八月三十一日	東海理研株式会社	代表取締役 佐藤明広	関市武芸川町谷口五九九番地	特二十三 三五〇三二	建築工事業
平成二十八年八月三十一日	大甲	勝野甲一郎	岐阜市野一色三丁目二番二二号	般二十六 一〇二八四	大工工事業
平成二十八年八月二十九日	株式会社ゼ口開発	代表取締役 中武幹雄	羽島郡岐南町徳田七丁目三番地	般二十六 一〇二七三	土木工事業
平成二十八年八月二十九日	信	代表取締役 吉川良雄	大垣市築捨町一丁目三一番地	般二十七 一七一八七	電気通信工事業
平成二十八年八月二十九日	大萬建設	山田宏一	羽島市竹鼻町狐穴三二六七番地	般二十三 九六〇六	建築工事業
平成二十八年八月二十九日	日建重機株式会社	代表取締役 加藤大武	羽島郡笠松町円城寺一三四六番地	般二十八 四四六	土木、とび・土工及び舗装工事業
平成二十八年八月二十五日	有限会社吉田設備	代表取締役 吉田三四	多治見市市之倉町二丁目二八番地の二	般二十三 六〇〇五一	土木工事業
平成二十八年八月二十五日	山本建設株式会社	代表取締役 山本武彦	岐阜市早田東町六丁目五五番地	特二十三 一一二五三	造園工事業
平成二十八年八月二十二日			二丁目五八番地八	八五〇二九	

平成二十八年九月十六日	株式会社ヤマキ	代表取締役 山木隆太郎	高山市清見町藤瀬九一八番地	般二十三 一四一三六	建築工事業
平成二十八年九月十六日	渡邊業務店	代表取締役 渡邊 広康	揖斐郡池田町田畑二三八番地	般二十三 三〇〇〇二	左官工事業
平成二十八年九月十四日	株式会社森工務店	代表取締役 森照雄	揖斐郡池田町田畑七〇二五	般二十四 三〇〇〇四	土木、建築、大工、とび・土工、舗装及び水道施設工事業
平成二十八年九月十四日	建築塗装ひろし	中西弘	岐阜市寺町一六番地	般二十七 一一〇七九	塗装工事業
平成二十八年九月十三日	アツミ建設	工藤厚	岐阜市芥見南山一丁目二六七	般二十三 一一二二〇	建築工事業
平成二十八年九月八日	ヤマテック	山中朋樹	多治見市脇之島町七丁目四九番地の三	般二十七 六〇〇六二	電気工事業
平成二十八年九月六日		哲美	番地の一		造園及び水道施設工事業

多治見都市計画地区計画の図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 平成二十八年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
 多治見都市計画地区計画 岐阜県立多治見病院地区地区計画
- 二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
小坂第二区	小坂第二区	平成二十八年十月二十一日	理事	江原 眞一	下呂市小坂町湯屋 四四五番地二

平成二十八年十月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社